

# 《酒類業者の皆様へ》

『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書』について(補足)

令和3年3月下旬に送付した『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書の2面《経営に関する情報》の記載については、個人事業者の方は令和2年分、法人の方は令和2年1月1日から令和2年12月31日の間に終了した事業年度の損益項目を記載してください。

CC1-3007

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

酒税

1面

収受印		※税務署整理欄	局署番号					整理番号												
令和 年 月 日	税務署長 殿	報	(住所)										(電話)	局番						
101 (店舗全体の面積)	m <sup>2</sup>	告	(氏名又は名称及び代表者氏名)											印						
102 (酒類売場の面積)	m <sup>2</sup>	者	(酒類小売売場の所在地及び名称)																	

2面

## 《酒類販売管理者に関する事項》

酒類販売管理者関係	1 過去3年以内に酒類販売管理研修を受講した者のうちから酒類販売管理者を選任している。 右の区分で「はい」の場合は酒類販売管理者の氏名、年齢及び直近の酒類販売管理研修の受講年月日 氏名 ( 歳 ) 受講年月日 平成・令和 年 月 日	はい・いいえ	115	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	2 酒類販売管理者選任届出書を提出している。	はい・いいえ	116	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	3 販売場の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講実績等を記載した標識を掲示している。	はい・いいえ	117	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	4 酒類販売管理者は、酒類小売業者に対し、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令(表示基準の遵守、20歳未満の者の飲酒防止等)に基づいた適正な販売管理の確保を図るための措置及び酒類の販売業務に従事する従業員等に対する指導が徹底されるための体制の整備に関する事項を助言している。	はい・いいえ	118	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	5 酒類販売管理者は、酒類の販売業務に従事する従業員等に対し、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令(表示基準の遵守、20歳未満の者の飲酒防止等)に関する事項について指導を行っている。	はい・いいえ	119	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

## 《経営に関する情報》

《経営に関する情報》は、酒類小売販売場単位の売上高等ではなく、個人または法人で行っている事業全体の売上高等を記入してください。

2以上の酒類小売販売場を有する場合には、次の酒類小売販売場から提出する報告書のみ記入してください。

- ① 本店所在地(所得税又は法人税の納税地)に所在する酒類小売販売場
- ② ①に該当しない場合 本店所在地の管轄税務署内のいずれかの酒類小売販売場
- ③ ①及び②に該当しない場合 本店所在地の都道府県内のいずれかの酒類小売販売場
- ④ ①、②及び③に該当しない場合 報告書を提出するいずれかの酒類小売販売場

補足部分

個人事業者の方は平成・令和2年分、法人の方は平成・令和2年1月1日～平成・令和2年12月31日の間に終了した事業年度について、損益項目を記載してください(千円未満四捨五入、マイナスの場合は数字の前に△を付けてください)。また、従業員数については、事業年度末の従業員数を記載してください。

なお、期限付小売業の方、酒類の卸売業と小売業を兼業している方で酒類の販売数量に占める小売数量の割合が50%に満たない場合は、記載不要です。